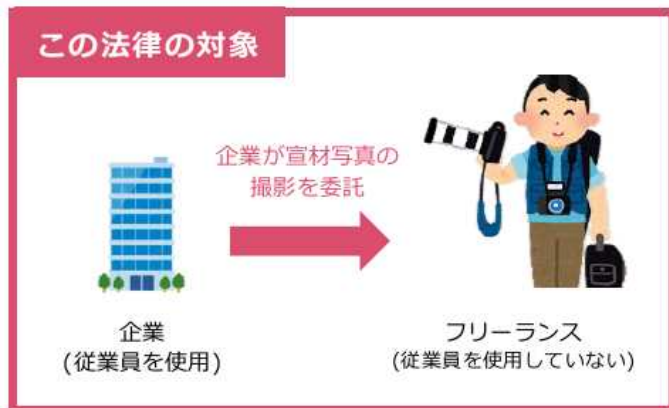


フリーランスの取引に関する新しい法律は 令和6年11月に施行が予定されています

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、令和6年11月に施行が予定されています。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



【問い合わせ先】

厚生労働省

愛媛労働局 雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6階

TEL: 089-935-5222

厚生労働省 HP

